

岐阜県人口問題研究会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、岐阜県人口問題研究会（以下、「研究会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(研究会の目的)

第2条 研究会の目的は、次のとおりとする。

- (1) 県および市町村における人口減少の現状を「自然減」「社会減」の両面から調査・分析し、課題を明らかにすること。
- (2) 得られた知見が様々な計画や施策に反映されるよう報告を取りまとめること。

(研究内容)

第3条 研究会が行う研究の内容は、次のとおりとする。

- (1) 本県の将来人口推計
- (2) 人口定常化に向けたシミュレーション
- (3) 市町村別・年齢別の転入転出状況の可視化
- (4) 出生率に影響を与える社会的要因
- (5) 県内企業への新規就職者、県内の高校生・大学生と対象とした意識調査
- (6) その他、人口問題を考えるうえで必要な考察

(組織)

第4条 研究会は、座長およびメンバーをもって組織する。

(事務局)

第5条 研究会事務局は、岐阜県清流の国推進部 清流の国づくり政策課に置く。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月31日から施行する。